

町長メッセージ

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、神奈川県は、4月20日から5月11日までまん延防止等重点措置の区域となり、横浜市、川崎市、相模原市を措置区域とすることを決定しました。

本町におきましても、措置区域ではないものの、町立施設の運営・利用等の制限もまん延防止等重点措置期間である5月11日まで継続することとしましたので、ご利用時には引き続き、「3密の回避」等の感染症対策にご協力をお願いいたします。

5月9日から80歳以上の高齢者の方の新型コロナウイルスワクチン接種が始まりますが、希望する方全員が接種できるまでには、現在のワクチンの供給状況からしますと、かなりの期間を要する見込みです。そのため、今後も感染の急拡大を引き起こさないよう、国から示されている「新しい生活様式」を各自の日常に取り入れるとともに、事業者におきましては、各業界や県が策定した「感染拡大防止ガイドライン」などを踏まえた事業運営を継続していく必要があります。

併せて、ご自身や身近な方の健康と大切な命を守り、さらには感染症の医療現場で働く医療従事者の方々の負担を減らすため、皆さま方には次の基本的な感染防止対策を引き続き徹底してくださるようお願いいたします。

(町民の皆さまへ)

- ・ 不要不急の外出を自粛するとともに都道府県間の移動を控えてください
- ・ 外食は、「黙食（だまって）」「個食（ひとりで）」昼夜を問わず、「マスク飲食（会話する時はマスクをつけて）」

- ・ 時短要請をしている時間以降に飲食店等を利用することは避けてください

(事業者の皆さまへ)

- ・ 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策
- ・ 業界ガイドラインの遵守

今後も引き続き、町民や事業者への支援、感染予防対策等に取り組みながら、暮らしと観光が両立した賑わいある新しい観光地・箱根を目指してまいりますので、皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年4月19日

箱根町長 勝俣浩行